

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和元年度 第3回理事会議事録

- 1 理事会の決議があったものとするみなされた事項の内容
(1) 第1号議案のとおり、顧問の選任に関し同意する。
(2) (1)の提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日は、令和元年8月6日とする。
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 高木 浩文
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
令和元年8月6日(火)
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事
理事長 高木 浩文
- 5 理事総数8名の同意書
別添のとおり
- 6 監事総数2名の異議がないことを証する書類
別添のとおり

令和元年7月22日、理事長高木浩文が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和元年8月6日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第36条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和元年8月6日

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 高木 浩文 印